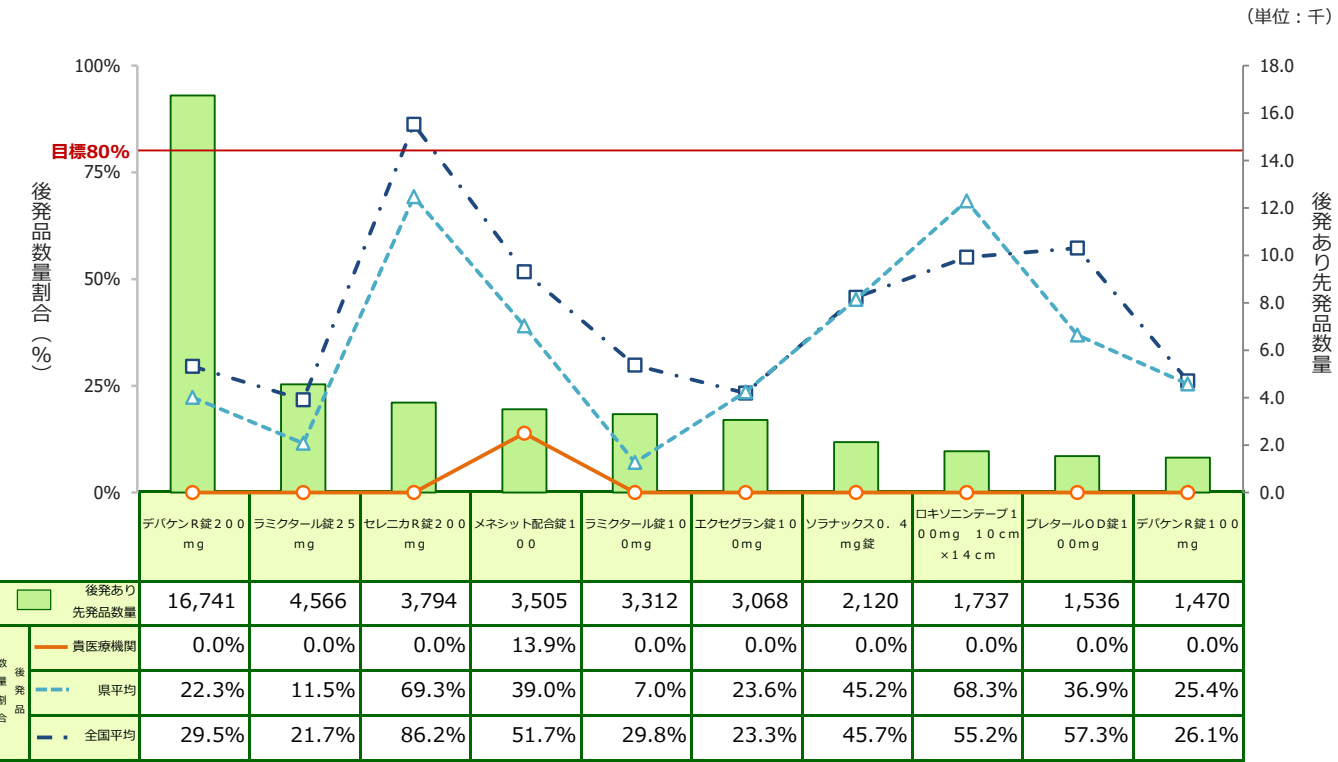


5.貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



※ 後発のある先発品を数量の多い順に最大10品目掲載しています。
後発医薬品の有無判定において、効能効果・用法用量の違いは考慮しておりません。

ジェネリック医薬品に関するお知らせ（院内版）

～貴医療機関の処方状況について～

〒000-0000
〇〇市〇〇1-1

〇〇病院 御中

全国健康保険協会 〇〇〇支部

〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇区1-1-1
〇〇〇〇ビル 〇〇階
TEL：XXX-XXX-XXXX

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1. 協会けんぽ加入者への処方状況

「貴医療機関」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。



患者に安心感を与えるための説明 ～後発品使用促進に向けた医療機関の取組事例～

精神科の患者には、特定の医薬品へのこだわりが強い患者や、名称が変更することを嫌がる患者もいた。

このような患者に対しては「同じような効果があるから試してみてください」と勧め、一定期間使用してもらい、検査結果等で差異がないことを示したうえで使用を継続してもらうように努めていた。

効果が無かったり、弱かったらもとに戻すこともできることを前提に持ちかけ、患者の不安を取り除くことが重要であった。

ジェネリック医薬品を使用していることをホームページ上でアナウンスしていた。

これにより患者に安心感を与え、医師の考えを示すことができた。



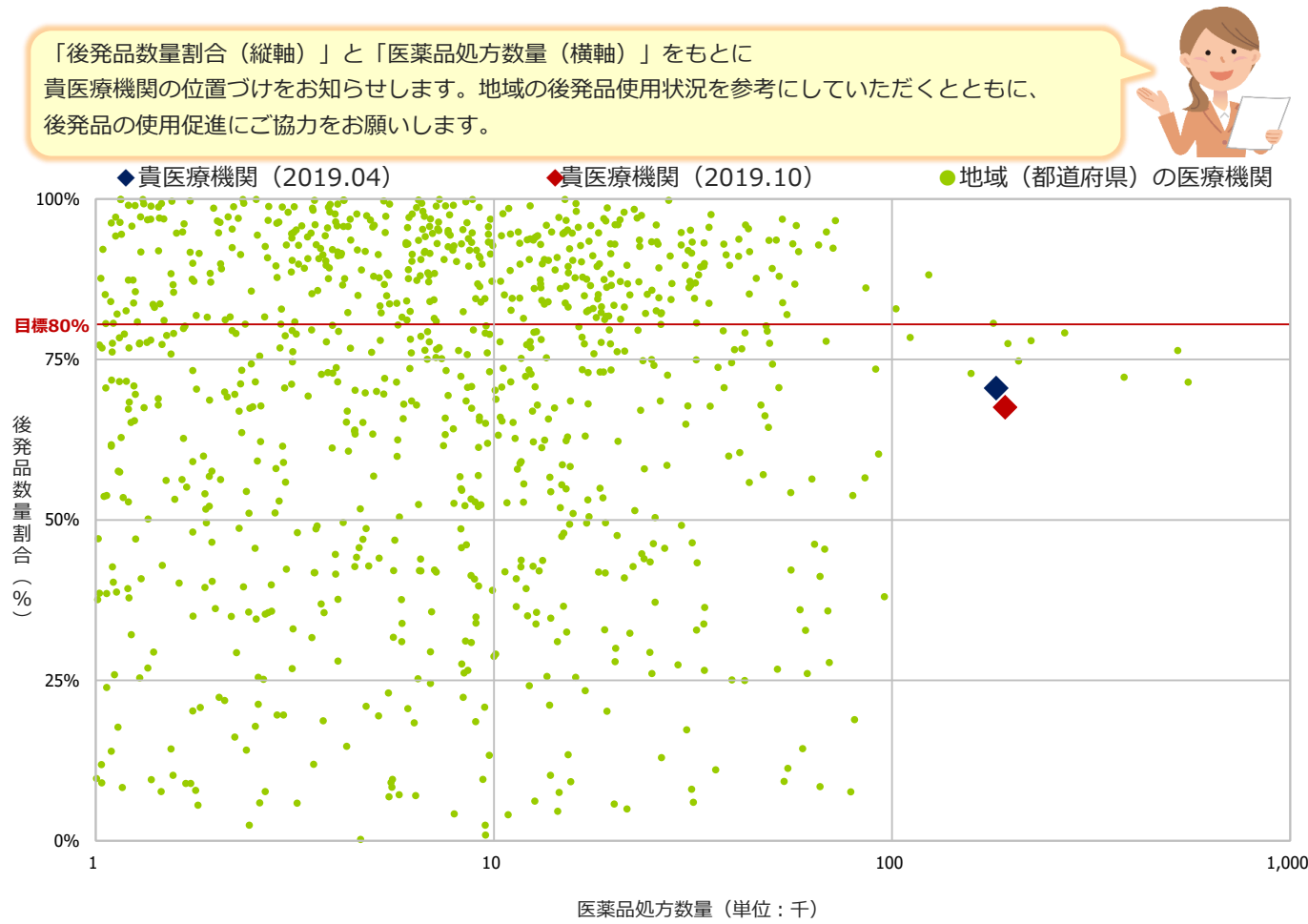
厚生労働省：「平成26年ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究報告書」より

〇〇病院		院内処方		
		貴医療機関	二次医療圏平均	県平均
人数	貴医療機関にて受診した協会けんぽの加入者数	1,562 人	222 人	232 人
	後発品を処方した加入者数	774 人	49 人	50 人
	後発品を処方した加入者割合	49.6 %	22.0 %	21.4 %
数量	貴医療機関の処方数量	300,649	7,326	7,669
	後発品のある先発医薬品の処方数量	62,387	1,497	1,515
	後発品の処方数量	129,811	3,143	3,443
	後発品数量割合	67.5 %	67.7 %	69.4 %
金額	貴医療機関にて処方した医薬品の薬剤金額	24,888,999 円	1,339,361 円	1,260,201 円
	後発品の薬剤金額（10割）	2,591,355 円	115,641 円	120,747 円
	後発品金額割合（10割）	10.4 %	8.6 %	9.6 %

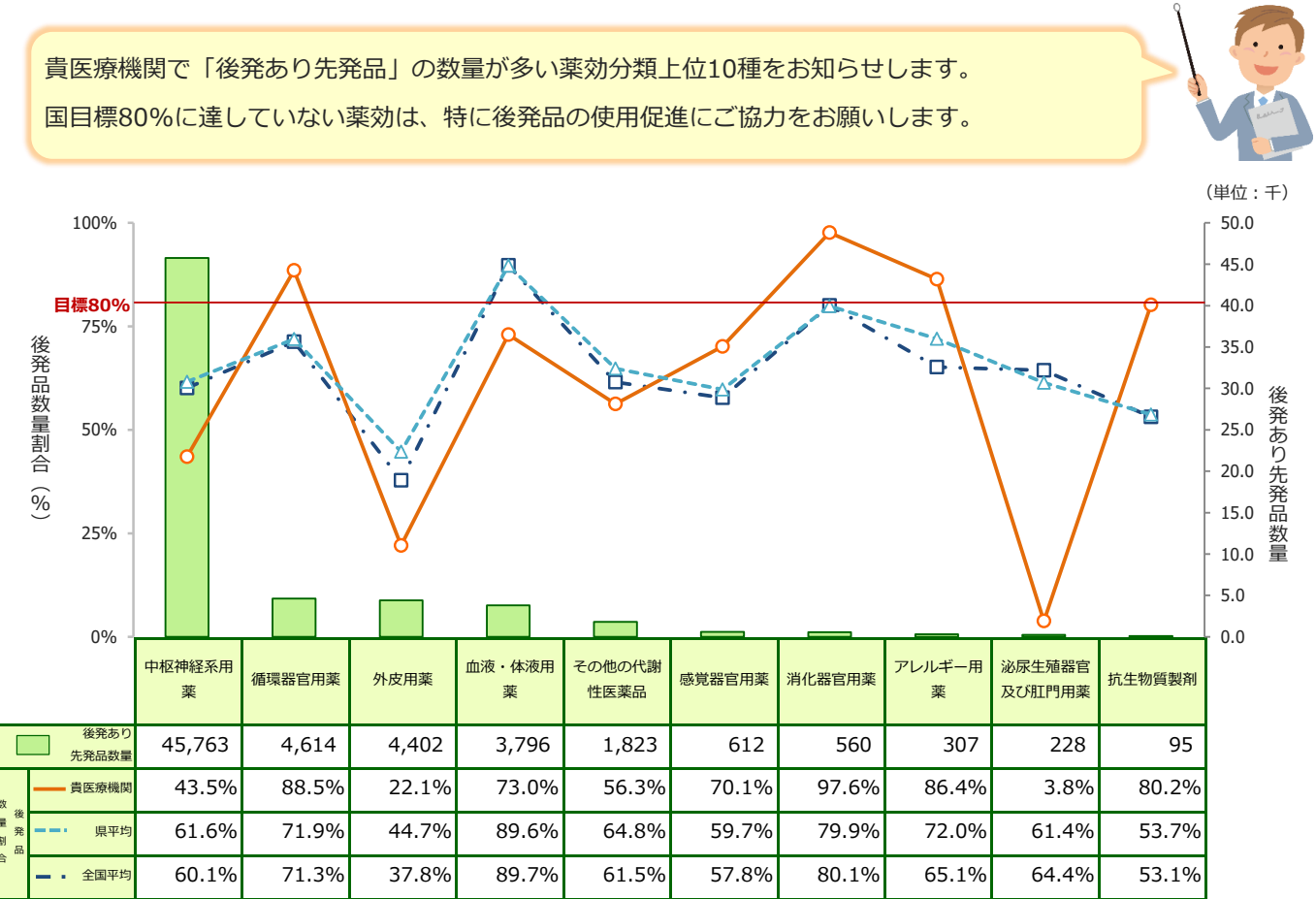
※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 令和元年10月診療分の医科レセプトにもとづいて作成しています。

※入院（DPC含む）レセプトが存在する場合は、入院と入院外を集計して処方数量や薬剤金額等を表示しています。

2.後発品数量割合と医薬品処方数量による貴医療機関の位置づけ

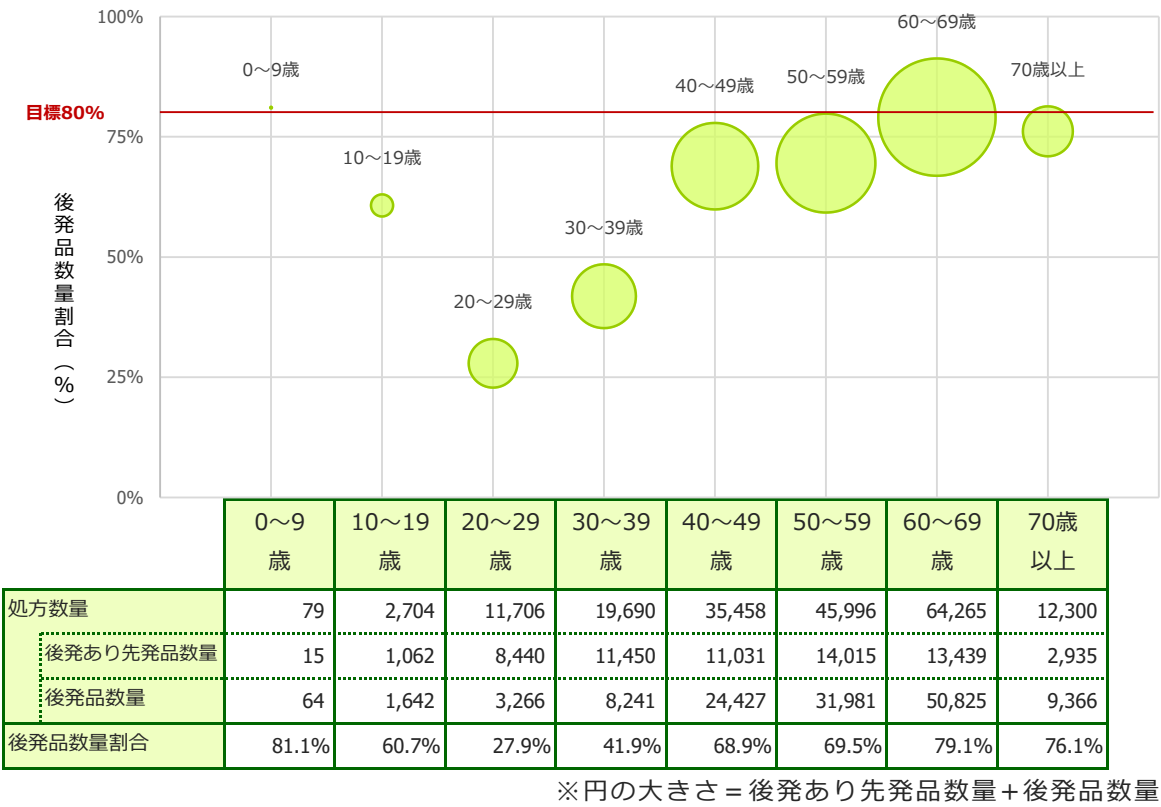


3.貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合



4.貴医療機関の年齢別後発品数量割合

貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗末なものを使っているのでは？

万が一、純度の低い粗悪な原薬が製剤にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に悪い影響を及ぼすこともあり得るでしょう。

しかし実際には、承認審査の段階で、原薬及び製剤それぞれの品質がともに先発医薬品の品質と同等であるいはそれ以上であるかどうかを審査するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを審査し、問題のない医薬品のみが承認されています。

また、原薬の純度に関する審査にあたっては、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の合意に基づく「新薬有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。

したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。

※PMDAのホームページにて原薬登録簿（MF）が公開されています。